

# H29年度後期技能検定試験より、 若年者の受検料が 減額されます!!

島根県でものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、**35歳**未満の方が技能検定を受ける際の**実技試験受検料**を、一部減額します。



## 減額の対象となる職種

島根県職業能力開発協会が実施する全職種のうち、**2、3級**

## 対象となる方

- (1) 実技試験を受検する方
- (2) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において、**35歳**に達していない方

## 開始時期

平成29年度後期技能検定試験より開始

最大  
**9,000円**  
の減額

# 減額の内容



## 【2、3級を受検する35歳未満の方】

職 種	現 行	減 免 後
機械検査、婦人子供服製造	14,900円	<b>5,900円</b>
和裁、テクニカルイラストレーション、 機械・プラント製図、電気製図	13,100円	<b>4,100円</b>
上記職種以外	17,900円	<b>8,900円</b>

## 【3級を受検する35歳未満かつ在校生の方】

職 種	現 行	減 免 後
機械検査、婦人子供服製造	9,900円	<b>2,900円</b>
和裁、テクニカルイラストレーション、 機械・プラント製図、電気製図	8,700円	<b>2,900円</b>
上記職種以外	11,900円	<b>2,900円</b>

※受検申請時に、本人確認書類(運転免許証、保険証の写し等)の提出が必要です。

※随時実施される等級はこの減額の対象外です。

※「在校生」とは次に掲げる方のことを指します。

- ①公共職業能力開発施設(短期訓練課程を除く)の訓練生、認定職業訓練施設(短期訓練課程を除く)の訓練生(就職している者を除く)
- ②職業能力開発総合大学校の訓練生
- ③学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、特別支援学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)、専修学校又は各種学校に在学する者
- ④その他知事が認める者

※学科試験受検料は従来どおり3,100円です。

技能検定に関する情報については、  で検索してください。



## お問い合わせ先

島根県商工労働部雇用政策課  
産業人材育成グループ

担当：山岡(やまおか)

TEL：0852-22-5304

FAX：0852-22-6150

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県職業能力開発協会

担当：常陸(ひたち)、堀江(ほりえ)

TEL：0852-23-1755

FAX：0852-22-3404

〒690-0048

松江市西嫁島1丁目4番地5号SPビル2F